

<正会員の皆様へ>

社団法人日本精神保健福祉士協会

## 「精神保健福祉士賠償責任保険」のご案内

(社)日本精神保健福祉士協会正会員の方向けの「精神保健福祉士賠償責任保険」をご案内させていただきますので、この機会に是非ご検討のうえ、ご加入くださいますようお願い申し上げます。



**保険期間** (保険のご契約期間) : 平成23年11月 1 日午後 4 時  
～平成24年11月 1 日午後 4 時まで  
**募集締切日** : 平成23年10月20日(木)

社団法人日本精神保健福祉士協会

Japanese Association of Psychiatric Social Workers

本パンフレットは概要を説明したものです。詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

【取 扱 代 理 店】

**ALIVE 株式会社 アライブ**

〒107-0062 東京都港区南青山2-2-6-901  
TEL 03-3479-4334 FAX 03-3479-5322

【引 受 保 険 会 社】

**あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業第一課**

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19  
TEL 03-6734-9608 FAX 03-6734-9609

## 1. 「精神保健福祉士賠償責任保険」の概要

加入した精神保健福祉士(以下「被保険者(補償の対象となる方)」といいます)またはその使用人その他業務の補助者(注)が、日本国内において精神保健福祉士の資格に基づく業務を遂行することにより、他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償※します。

※保険期間中に事故が発見された場合に限りです。

< 例えば >

- ・訓練中の業務対象者への人身事故
- ・業務対象者を連れて指導中に、業務対象者が第三者に対して起こした対人・対物事故の管理責任を問われた。
- ・業務対象者について知った事についてうっかり他言したところ、プライバシー侵害で訴えられた。(人格権侵害補償特約)
- ・業務対象者から預かった財物を壊してしまった。(管理財物追加補償特約)

注:「使用人その他の業務の補助者」とは、被保険者(精神保健福祉士)による直接の指示を受け、また直接の補助を行う方々を言います。したがって、施設に対する損害賠償請求への補償対応の為に別途保険に加入する必要があります。その際は、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

## 2. 「精神保健福祉士賠償責任保険」の必要性

### ◇必要性

精神保健福祉士法において、精神保健福祉士に対して医師は「指示・命令できる」ではなく「指導することができる」となっていることから、精神保健福祉士は医師が直接的に指示・命令できる使用人・業務補助者になり得ない事態が考えられます。そのような状況下で事故発生による損害賠償責任が発生し、医師及び精神保健福祉士双方に過失がある場合には、民法で言う共同不法行為(民法719条)に該当し、精神保健福祉士についても損害賠償請求を受ける可能性があります。このような事態に備えて、資格所有の個人を補償する「精神保健福祉士賠償責任保険」へのご加入をお勧めします。

### ◇精神保健福祉士と医師及び病院・社会復帰施設等との関係

上記の通り、精神保健福祉士は医師賠償責任保険の補償の範ちゅうに含まれない場合があり、その際事故が発生し精神保健福祉士および医師ならびに病院・社会復帰施設等勤務先(使用者責任 民法715条)が共に過失がある場合には、双方が共同不法行為による損害賠償請求を受ける可能性があります。

一般的には病院等の勤務先が訴訟を受ける事が多く、判決・調停・和解等の結論が出され、賠償金を支払いますが、病院等の勤務先が精神保健福祉士に対して求償する事もあります。

## 3. 契約方式など

|         |                                                                               |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 保 険 種 類 | 精神保健福祉士賠償責任保険<br>(精神保健福祉士特別約款、人格権侵害補償特約(精神保健福祉士特別約款用)、管理財物補償特約(精神保健福祉士特別約款用)) |
| ご 契 約 者 | 社団法人 日本精神保健福祉士協会                                                              |
| 被 保 険 者 | 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)第28条の規定により精神保健福祉士登録を受け、日本精神保健福祉士協会の正会員である者               |
| 加 入 方 式 | 任意加入方式                                                                        |
| 契 約 方 式 | 団体契約                                                                          |

本契約は、社団法人日本精神保健福祉士協会をご契約者とし、上記記載の正会員を被保険者(補償の対象となる方)とする精神保健福祉士賠償責任保険の団体契約です。

## 4. お支払いする保険金

1事故につきお支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される「1名支払限度額」および「1事故支払限度額」が限度となります。

|       |   |               |   |                                      |   |                      |
|-------|---|---------------|---|--------------------------------------|---|----------------------|
| 保険金の額 | = | ①法律上の損害賠償責任の額 | + | ②損害発生拡大防止費用・<br>求償権保全行使費用<br>③緊急措置費用 | - | 基本契約の自己負担額<br>(免責金額) |
|-------|---|---------------|---|--------------------------------------|---|----------------------|

上記①②③のほか、④示談協力費用、⑤争訟費用・示談交渉費用についてもお支払いします。

①法律上の損害賠償責任の額(以下「損害賠償金」といいます。)

次の身体障害事故または財物損壊事故の相手方の損害額に被保険者側の過失割合を乗じた額をいいます。

- ・身体障害(対人)事故:治療費、慰謝料、逸失利益等
- ・財物損壊(対物)事故:修理代等

②損害発生拡大防止費用・求償権保全行使費用※1

事故発生の後、損害の発生または拡大の防止および他人に対する求償権の保全もしくは行使のために要した必要または有益な費用をお支払いします。

③緊急措置費用※1

応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用、および支出につき引受保険会社の書面による同意を得た費用をお支払いします(結果として、損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いします)。

④示談協力費用※2

被保険者が引受保険会社の求めに応じ、引受保険会社に協力するために直接要した費用をお支払いします。

- ⑤争訟費用・示談交渉費用※2  
被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用または示談交渉に要した費用をお支払いします。
- ※1 その実費につき、①の額と合算して、自己負担額を超過した額を、1名支払限度額および1事故支払限度額を限度にお支払いします。
- ※2 1名支払限度額および1事故支払限度額とは別に、実費をお支払いします。ただし、⑤については、①の額が1名支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。

5. 補償内容と保険料（1名あたり）

補償内容

①基本契約（賠償責任：対人・対物共通）

| 補 償 内 容  | 支払限度額   | 自己負担額            |
|----------|---------|------------------|
| 1事故につき   | 1,000万円 | 1事故につき<br>1,000円 |
| 保険期間中につき | 3,000万円 |                  |

②人格権侵害補償（人格権侵害補償特約：自動セット）

| 補 償 内 容      | 支払限度額 | 自己負担額            |
|--------------|-------|------------------|
| 1名につき        | 100万円 | 1事故につき<br>1,000円 |
| 1事故・保険期間中につき | 500万円 |                  |

③管理財物補償（管理財物補償特約：自動セット）

| 補 償 内 容      |             | 支払限度額 | 自己負担額            |
|--------------|-------------|-------|------------------|
| 1事故・保険期間中につき | 現金・小切手以外の場合 | 50万円  | 1事故につき<br>1,000円 |
|              | 現金・小切手の場合のみ | 10万円  |                  |

保険料（年間保険料）

|       |         |
|-------|---------|
| 1名あたり | 11,050円 |
|-------|---------|

団体割引適用に関して  
平成23年11月1日保険開始時の被保険者（加入者）数に応じて以下の団体割引が適用されます。上記保険料は、団体割引適用後（10％）の年間保険料ですので、実際の被保険者（加入者）数に応じて10％以外の下記団体割引が適用された場合、差額保険料を返還または請求させていただきます。

| 被保険者（加入者）数    | 団体割引率 | 保険料（1名あたり） |
|---------------|-------|------------|
| 1名～49名        | 0％    | 12,270円    |
| 50名～99名       | 5％    | 11,650円    |
| 100名～199名     | 10％   | 11,050円    |
| 200名～499名     | 15％   | 10,430円    |
| 500名～999名     | 20％   | 9,820円     |
| 1,000名～2,999名 | 25％   | 9,210円     |
| 3,000名～       | 30％   | 8,590円     |

6. 保険金をお支払いできない主な場合

- ◇ご契約者または被保険者の故意によって生じた事故
- ◇戦争、外国の武力行使、暴動、労働争議、騒じょう等によって生じた事故
- ◇地震、噴火、洪水、津波によって生じた事故
- ◇被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ◇被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ◇被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ◇被保険者の業務を行う施設もしくは設備、自動車、航空機、エレベーター、エスカレーター、船舶もしくは車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）、動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ◇業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- ◇業務の遂行につき所定の資格及び登録を受けていない者が遂行した業務行為に起因する損害賠償責任 など

## 7. ご加入方法

◇専用の振込用紙兼加入依頼書に記入・押印のうえ、保険料を**平成23年10月20日までに**協会にて振込の確認が取れるようお手続きください。※締切日までに郵便局からの振込の通知が協会に無い場合は振込確認が取れませんので、翌月以降の加入となります。お振込は余裕を持ってお手続きください。

◇ご加入者に対しては、引受保険会社の「加入者証」を協会より郵送させていただきます。

◇賠償責任保険普通保険約款、精神保健福祉士特別約款および特約集、保険証券はご契約者である(社)日本精神保健福祉士協会に交付されます。約款をご希望の際は、協会までご連絡ください。パンフレット、約款は協会ホームページにも掲載されています。

【中途加入について】

毎月の振込締切日までにお振込みをいただくことにより、翌月1日からの中途加入も可能です(保険期間は中途加入日午後4時から平成24年11月1日午後4時となります)。

中途加入の場合も毎月の締切日までに郵便局からの振込の通知が協会に無い場合は振込確認が取れませんので、翌月以降の加入となります。

| 中途加入日 | 振込締切日 | 保険料(円) | 中途加入日 | 振込締切日 | 保険料(円) | 中途加入日 | 振込締切日 | 保険料(円) |
|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|
| 12/1  | 11/18 | 10,130 | 4/1   | 3/19  | 6,450  | 8/1   | 7/20  | 2,770  |
| 1/1   | 12/20 | 9,210  | 5/1   | 4/20  | 5,540  | 9/1   | 8/20  | 1,850  |
| 2/1   | 1/20  | 8,290  | 6/1   | 5/18  | 4,610  | 10/1  | 9/20  | 930    |
| 3/1   | 2/20  | 7,370  | 7/1   | 6/20  | 3,690  |       |       |        |

(団体割引10%適用後の保険料です。)

## 8. 通知事項(ご加入後にご連絡いただく事項)

ご契約者または被保険者は、次に記載する通知事項が発生する場合、取扱代理店または引受保険会社までご連絡いただく義務(通知義務)があります。

(1)特約において、取扱代理店または引受保険会社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合、**あらかじめ**ご連絡ください。

※あらかじめご連絡がない場合は、保険期間の途中であってもご契約が解除されることがありますのでご注意ください。

(2)ご加入者の住所または連絡先を変更した場合、**遅滞なく**ご連絡ください。

(3)前記(1)(2)に該当しない場合でも、加入依頼書記載事項に変更が発生した場合は、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

## 9. 万一事故が発生した場合

万一事故が発生した場合は、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

※この保険には、ご契約者または被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめてください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

【事故受付専用ダイヤル】0120-985024(あしん24受付センター:携帯電話・PHS OK おかけ間違いにご注意ください。)

【受付時間】365日24時間

## 10. 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、(社)日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。

詳細については、引受保険会社のホームページ(<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

## 11. 保険会社破綻時の取扱いについて

【損害保険契約者保護機構等について】

引受損害保険会社が経営破綻した場合等、業務または財産の状況が変化したときには、保険金、解約返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。

この保険は、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故に係る保険金は100%補償されます。

また、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

## 12. Q&A

Q&Aに関しましては、協会ホームページに掲載しております。Q&Aをご希望の際は、協会までご連絡下さい。